# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大衡村は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

大衡村長

#### 公表日

令和5年8月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子保健に関する事務					
	・母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。					
②事務の概要	・医師が入院による養育を必要と認める未熟児の医療費(入院養育費)助成を行うとともに、所得区分に応じた一部負担金を保護者から徴収する。					
	<ul> <li>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> <li>①妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付</li> <li>②世帯情報の確認</li> <li>③母子管理票の打出し</li> <li>④該当者名簿の打出し</li> <li>⑤個人記録の管理</li> <li>⑥集計</li> <li>⑦未熟児入院養育費助成とともに、保護者からの所得区分に応じた一部負担金を徴収</li> </ul>					
	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を 用いて行う。					
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
母子保健事業ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49項					
4. 情報提供ネットワーク	ウシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56の2,87項 【情報照会】70項					
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署 アンドラー・アンドアンドアンドラー・アンドラー・アンドアンドアンドアンドアンドラー・アンドアー・アンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドア					
①部署	健康福祉課					
②所属長の役職名	健康福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開え	R·訂正·利用停止請求					
請求先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 総務課 電話:022(345)5111					
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 健康福祉課 電話:022(345)0253					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か 令和5年7月31日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		15年7月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実) されている。	項目評価書		重点項目	評価書又は全項	3) 基礎項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供は	<b>ベットワークシスラ</b>	一ムを通し	た入手を除く	ζ。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	<b>委託</b>			[	〇 ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	<b>報提供ネットワー</b>	クシステム	ムを通じた提供		〇 ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	り接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[	〕内部監査	[ ] 外部	部監査
9. 従業者に対する教育・啓	<b>各</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ -	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	コの有いの有	保健福祉課	健康福祉課	事前	機構改革による
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担 当部署②所属長	保健福祉課長 和泉 文雄	健康福祉課長 残間 文広	事前	機構改革、人事異動による
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉課	健康福祉課	事前	機構改革による
令和1年5月1日	5. 評価実施期間における担 当部署②所属長	健康福祉課長 残間 文広	健康福祉課長	事後	様式変更による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数(いつ時点の集計か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数(いつ時点の集計か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更による
令和5年8月1日	Ⅱ.1(いつ時点の計数か)	平成31年3月31時点	令和5年7月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和5年8月1日	Ⅱ.2(いつ時点の計数か)	平成31年3月31時点	令和5年7月31日時点	事後	最新期日の更新による